

Q6

給料が振り込まれなかったとき、 会社に支払ってもらうにはどうすればよいですか？

法律では、給料は、「通貨で」「直接労働者に」「全額を」「毎月1回以上」「一定期日に」支払わなければならない、と決められています。

「毎月1回以上」「一定期日に」…**給料が支払われる間隔が空きすぎることを防ぎ、労働者の生活を安定させるため**

全額であれ一部であれ、給料が支払われない場合は、まずその事実を会社に伝え、会社に理由を聞きましょう。その上で、会社に支払いを求めることになります。このとき、受け取るべき金額を、過去の給与明細や、就業規則等の内容を確認して自分で計算しておくといよいでしょう。

なお、給料には、5年間（2020年4月1日より当分の間は**3年間**）の時効があります。この期間を超えるとそれ以前の給料の支払いを求めることはできません。振り込まれていない給料がある場合は、なるべく早めに会社に請求しましょう。



【action】

- 会社に、給料が支払われない理由を聞いてください。
事情があり遅れているのかもしれませんが。その場合、いつ頃支払われるか確認してください。
- 振り込まれるはずだった金額を計算しておきましょう。
- どうしても会社が対応してくれない場合は、会社のある場所を担当する労働基準監督署に申告することができます。

最後の確認！

- ☐ 給料が支払われない理由や支払われる時期を会社に確認した
- ☐ 振り込まれる予定だった金額を、過去の給料明細などから計算した
- ☐ 給料の時効である「3年」を超えていない
- ☐ 会社に速やかな支払いを請求した